

附 則（国総地第141号、国鉄事第803号、国自旅第362号、国自技環第207号、国海内第178号、国空事第1134号）

第1条 この要綱の改正は、令和5年度第一次補正予算から施行する。

（交通DX・GXによる経営改善支援事業等）

第2条 大臣は、令和5年度第一次補正予算に限り、附則別表1及び附則別表2、附則別表3に掲げる地域公共交通事業者が交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業等（以下「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」という。）を行う場合においては、この条から附則第22条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。

（補助対象期間の始期）

第3条 交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち、附則別表2に掲げる旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体による人材確保に要する経費（人材確保セミナー開催経費、広報業務に関する経費、二種免許取得に関する経費等）に対する支援における補助対象期間の始期は、令和5年11月29日とする。

（交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画）

第4条 補助対象事業者は、交通DX・GXによる経営改善支援事業を行おうとするときは、次に掲げる事項（自動車分野の人材確保に関する取組にあつては第一号を除く。）について、別に定めるところにより交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画の概要を、あらかじめ大臣に提出しなければならない。

- 一 公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組
- 二 事業の経営改善に資する新たな取組
- 三 地方公共団体との連携に関する取組
- 四 その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組
- 五 前各号の取組に見込まれる経費

（補助対象事業等）

第5条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 交通DX・GXによる経営改善支援事業等（自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組及び人材確保に関する取組、Ma a Sの実装に向けた基盤整備事業を除く。）における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

3 自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組及び人材確保に関する取組における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事

業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表 2 に定めるものとする

4 M a a S の実装に向けた基盤整備事業における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表 3 に定めるものとする。

(補助金の額)

第 6 条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表 1 又は附則別表 2、附則別表 3 に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第 7 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第 1 4 - 1 による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別表 1 及び附則別表 2 に定める事業を行う場合は、交通 D X ・ G X 等による地域公共交通経営改善計画を補助金交付申請書に添付するものとする。

3 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別表 1 に定める実証運行を行う場合は、次の各号に掲げる書類を補助金交付申請書に添付するものとする。

一 実証運行の計画として次に掲げる事項を記載した書類

イ 実証運行の実施内容（期間、運行回数、輸送人員見込等）

ロ 交通 D X ・ G X 等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組のうち、実証運行に係る内容

ハ 実証運行により達成しようとする目標

ニ 実証運行の目標達成状況の把握方法

ホ 実証運行に要する経費見込

ヘ 実証運行による収入見込

二 直近の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

三 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類

(交付の決定及び通知)

第 8 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第 1 4 - 2 による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第 9 条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第 1 4 - 3 による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第10条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第14-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第14-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。ただし、第8条第1項又は第10条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第14-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに様式第14-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の完了実績報告書又は終了実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を添付するものとする。

- 一 実証運行の実績（期間、運行回数、輸送人員等）
- 二 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組に係る実証運行による効果
- 三 実証運行の目標達成状況（目標を達成することができなかった場合の要因分析も含む。）
- 四 実証運行に要した経費
- 五 実証運行による収入

(補助金の額の確定等)

第14条 大臣は、前条第1項本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、

その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第14-8により補助対象事業者に通知するものとする。

(間接補助対象事業の実施に係る規程の承認等)

第15条 附則別表2により補助を実施する場合、補助対象事業者は、間接補助対象事業の開始前に、間接補助対象事業の実施に係る交付手続き等について、本交付要綱に準ずる規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 補助対象事業者が、前項に定める交付規程に違反した間接補助事業の実施に係る手続き等を行った場合は、前条に定める交付決定の取消しを行うとともに補助金の返納を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第14-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(事業の中止等)

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第20条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。

（取得財産等の管理等）

第21条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第22条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第14-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（自動運転社会実装推進事業）

第23条 国土交通大臣は、令和5年度第一次補正予算に限り、交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち自動運転による地域公共交通実証調査事業（以下「自動運転社会実装推進事業」という。）を行う者（以下この条から附則第24条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

（準用規定）

第24条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和4年2月15日付国総地第61号他）第3条から第21条までの規定は、前条の自動運転社会実装推進事業を行う場合において準用する。

附則別表3（令和6年3月21日改正附則第2条、第5条第4項、第6条及び第7条第2項関連）

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
公共交通事業者（次に掲げる者をいう。）、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会 イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。） ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）	地域の公共交通事業者におけるキャッシュレス決済の導入に要する経費	1/3（ただし、クラウド型キャッシュレス決済の導入に要する経費については1/2）
ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びにこれらの者に車両を貸与する者	地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に要する経費	1/2
ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）を営む者及びこれらの者に船舶を貸与する者	地域の公共交通事業者等における混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に要する経費	1/2

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。